

## 下仁田町農業委員会委員募集要項

任期満了にともない、以下のとおり農業委員を募集します。

### 1. 主な職務

- ・農地の権利移動許可や農用地利用集積計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更及び施策について提出する意見決定
- ・その他、農地法等によりその権限に属した事項

### 2. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）

### 3. 身分

下仁田町の特別職の非常勤職員

### 4. 委員報酬

年額194,000円

ただし、会長 年額328,000円、会長職務代理 年額227,000円

### 5. 募集人数

8人

委員構成について、8人のうち過半数を認定農業者及び準ずる者（認定農業者のOB等）と定められていますが、著しい困難を生じる場合は議会の同意を得て4分の1とすることができます。また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれていることも定められています。

### 6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者とします。

- 町内に住所を有する者
- 町の職員でない者
- 下仁田町暴力団排除条例（平成24年下仁田町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

なお、次に該当する方は委員になることができません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・町税に滞納がある者

### 7. 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦を受け申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りあります。所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により農林課農業委員会事務局へ提出してください。

様式は、農林課農業委員会事務局にて配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

なお、推薦及び応募に係る書類は、返却しませんのでご了承ください。

① 農業者又は農業者が組織する団体等が推薦する場合

農業委員推薦書（様式第1号）

\* 推薦者が個人の場合は3人以上の連署、団体等の場合は1団体による推薦が必要です。

② 自ら応募の場合

農業委員応募書（様式第2号）

8. 募集期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

\* 持参される場合は、役場開庁時間（平日）午前8時30分から午後5時15分までの間にご提出ください。

\* 郵送の場合は、令和8年1月30日（金）の当日消印まで有効です。

9. 選考方法

提出された書類をもとに選考します。また、必要に応じて下仁田町農業委員候補者評価委員会が評価し、町長に意見を報告します。

10. 選考結果の通知

選考結果は、候補者全員に通知します。

11. 推薦・応募内容の公表について

法令の規定により、募集期間の中間及び期間終了後に、町ホームページ及び町掲示場で推薦書・応募書に記載された事項（住所、電話番号、生年月日を除く）を公表します。

12. その他

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

13. 問い合せ先・書類の提出先

〒370-2601

下仁田町大字下仁田682番地

下仁田町農林課（農業委員会事務局）

電話番号（直通）64-8806

（代表）82-2111